

改正 平成 13 年 5 月 15 日 平成 16 年 4 月 1 日 令和元年 6 月 1 日

## 目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 通則
- 第 3 章 掘削
- 第 4 章 土留工
- 第 5 章 埋設物
- 第 6 章 覆工
- 第 7 章 埋戻し
- 第 8 章 特殊工法
- 第 9 章 仮復旧
- 第 10 章 本復旧
- 第 11 章 舗装工
- 第 12 章 歩道舗装
- 第 13 章 道路付属物その他

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この取扱基準は、道路占用工事（以下「工事」という。）の施行に関し、道路占用者が守るべき一般的事項を示し、もって安全かつ円滑な道路管理を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 八王子市道路占用規則（平成 14 年八王子市規則第 32 号。以下、「規則」という。）並びに道路占用許可基準に適合する工事であること。

- 2 工事はすべて本取扱基準、道路占用許可（回答）書（以下、「許可（回答）書」という。）の指示に基づき施行しなければならない。
- 3 前項によるほか、道路管理者が必要と認めた場合には、特記指示を行うことがある。
- 4 特記指示は、本取扱基準に優先するものとする。
- 5 工事仕様については、東京都土木工事標準仕様書を準拠すること。

## 第2章 通則

### (工事の指示又は変更)

第3条 工事施工の細部について疑義がある場合、道路管理者の指示を受けなければならない。

- 2 本取扱基準及び許可（回答）書指示事項によりがたい事態が生じた場合、必ず道路管理者に届出てその指示を受けなければならない。
- 3 本取扱基準を履行せず、又は履行が不完全であると認められる場合、道路管理者は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号、以下、「法」という）第71条に基づく処分又は措置を命じる場合がある。
- 4 道路管理者が前項に規定する処分又は措置を命じた場合、速やかにその指示に従わなければならない。

### (工期)

第4条 工事は、許可（回答）書に記載された工期内に完成しなければならない。

- 2 工期を延期しようとする場合、工期満了日のまでに所定の道路占用許可に伴う工期延期届を提出し、道路管理者の承認を受けなければならない。

### (着工届)

第5条 道路管理者が指示した場合、工事施行に先立ち所定の着工届を提出しなければならない。

### (境界杭等)

第6条 道路境界に埋設してある杭・石・あるいは道路上に埋設してある測量基準点等は、位置、高さに変動のないように必要な措置を講じなければならない。ただし、工事の状況等により移設の必要が生じた場合には、道路管理者に届出て、その指示を受けなければならない。

測量基準点等の付近で工事を施行する場合、必ず道路管理者の立会いを求めなければならない。

### (工事の施行)

第7条 工事の施行にあたっては、事前に施工計画等を道路管理者、所管警察署、消防署等の関係機関と調整協議するとともに、沿道及び近隣住民に工事の内容を十分に周知し、紛争の防止に努めなければならない。

- 2 工事のため、道路もしくは各種占用物件に損傷を及ぼす恐れがあると認めるときは、直ちに道路管理者及びその占用物件の管理者に届出て指示を受け、必要な措置を講じなければならない。
- 3 う回路を設定する場合、事前に所轄警察署、消防署、地元町会等の関係機関と調整協議しなければならない。
- 4 道路管理者が指示した場合は、次の各号に掲げる事項を記載した施工計画書を提出しなければならない。

(1) 工事概要（施工主体・設計者・工事施工者等を明記）

(2) 実施工程表

- (3) 現場組織表並びに緊急時の連絡体制
- (4) 使用資機材及び施工方法、施工管理
- (5) 交通及び安全管理
- (6) 仮設備計画
- (7) その他

#### (品質管理)

第8条 道路復旧工事に使用する材料は、必要な時期に所定の場所に確保し、常に品質、規格を満足するように適切に管理しなければならない。

また、道路管理者がその資料の提出を求めた場合には、速やかに提出しなければならない。

#### (工事現場管理)

第9条 道路上においては、指定された場所以外に工事用資機材、発生品、使用材料等を置いてはならない。

- 2 工事現場が隣接する場合や他の工事と競合する場合、相互に協調して紛争を起こさないようにしなければならない。
- 3 工事施行中は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 道路の構造に影響を及ぼす行為。
  - (2) 安全かつ円滑な道路交通を妨げる行為。
  - (3) 公衆に迷惑を及ぼす行為。
- 4 工事現場は、常に整理整頓、風紀衛生、火災、盗難等に対して十分注意を払わなければならない。
- 5 他の各種占用物件の保安、点検等を妨げてはならない。
- 6 工事現場付近の路面は常に良好な状態に保つとともに、路面、排水施設等に補修、清掃等の必要が生じた場合、速やかに措置を講じなければならない。

#### (事故対策)

第10条 工事施行中は、事故防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合における対策を平素からたてておかななければならない。また、事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、直ちに応急措置を講じるとともに遅滞なく道路管理者及び各占用物件管理者、関係官公署に連絡し、その指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

- 2 ガス管理設箇所及びその周辺における工事の施行にあたっては、道路占用者は、現場における工事施工方法に誤りがないよう工事施工者及び現場作業員を指導しなければならない。

#### (騒音振動対策)

第11条 工事の施行にあたっての騒音振動対策については、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年建関技第103号）に従って、騒音振動の防止又は軽減を図るよう努めなければならない。

- 2 工事の施行に起因して、著しい交通振動が発生していると認められる場合、道路管理者の指示によ

り、道路占用者の費用負担において、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(保安)

- 第12条 工事施工中は、必要に応じ熟練した交通整理員を配置し、保安要員に巡視点検をさせ、安全かつ円滑な道路の交通を確保しなければならない。
- 2 保安施設の設置等に関しては、所轄警察署、消防署、地元町会等の関係機関と十分に調整協議しなければならない。
  - 3 工事の施行が夜間である場合、照明装置を適当箇所に設置し、又反射塗料による標識、囲い、柵等を設け危険防止に努めなければならない。

(占用許可の表示)

- 第13条 工事の期間中は、次の各号に掲げる事項を表示した工事標示板を、占用物件、又は工事区域内の見やすい場所に掲示しなければならない。
- (1) 占用の目的
  - (2) 占用の期間（工事の期間）
  - (3) 占用の場所
  - (4) 占用の面積、延長及び数量
  - (5) 許可年月日及び番号
  - (6) 占用者の住所、氏名、連絡先
  - (7) 施工者の住所、氏名、緊急連絡先
  - (8) 許可条件
- 2 道路占用者は、工事の期間中、工事区域内にあつては常に道路占用許可書を携帯し、道路管理者の求めに応じて、これを提示しなければならない。

(竣功届)

- 第14条 道路占用者は、工事完了後、速やかに竣功届を提出しなければならない。
- 2 前項の竣功届は、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、道路管理者が承認した場合、その一部を省略することができる。
- (1) 占用の場所及びその付近を表示した図面
  - (2) 占用の場所の位置図並びに設置の形態に関する仕様書及び図面
  - (3) 占用物件の形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面
  - (4) 第15条に示す竣功写真
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、道路管理者が必要と認める書類及び図面

(竣功写真)

- 第15条 前条第2項4号に定める竣功写真は、原則として次の各号によるものとする。
- (1) 工事着手前の現場状況（遠景・近景）

- (2) カッター工
- (3) 取りこわし及び掘削工
- (4) 現況の舗装厚
- (5) 埋設工
- (6) 配管状況（推進工法で施工した場合、施工状況が明らかになるもの）
- (7) 埋設物明示
- (8) 覆工
- (9) 路床工（材料及び転圧状況が明らかになるもの）
- (10) 路盤工（材料及び層厚、転圧状況が明らかになるもの）
- (11) 仮復旧状況
- (12) 基層工（材料及び転圧状況が明らかになるもの）
- (13) 表層工（材料及び転圧状況が明らかになるもの）
- (14) 工事完了後の現場状況（遠景・近景）

2 写真撮影は原則として、スタッフ等を当て、深さ、幅等を明らかにしなければならない。

#### （完了検査）

第16条 道路占有者は、工事完了後、第14条に定める竣功届を道路管理者に提出し、原則写真検査による完了検査を受けなければならない。ただし、道路管理者が指示した場合、次の各号に定める資料を提出するものとする。

- (1) 路盤材料、表層材料、舗装厚、密度及び平坦性等について確認できる証明書、供試体及び写真等の資料。
- (2) 検査のためのコアを採取する場合、道路管理者の指示する箇所から抜き取らなければならない。

2 検査に要する費用は、道路占有者が負担するものとする。

3 検査によって工事の手直しを指示された場合、直ちに必要な措置を講じ、再検査を受けなければならない。

#### （工事に起因する損害又は紛争の処置）

第17条 工事に起因して道路構造物等に損害を与えた場合、若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合、速やかに道路管理者に報告し、道路占有者の責任において損害を賠償又は紛争を解決しなければならない。

#### （責任期間）

第18条 工事完了後の道路及びその構造物の責任期間は、原則1年間とし、この期間中に破損を生じた場合、速やかに修繕を行うとともに、起因して起こりうる事故の防止に努めなければならない。

なお、責任期間外であっても明らかに占用工事箇所が施工上の瑕疵により破損を生じた場合、道路管理者が認めた場合はこの限りではない。

(掘削の制限)

第 19 条 規則第 5 条に定める占用を許可しない期間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 高級舗装 (舗装厚 60 cm 以上) …………… 5 年
- (2) 中級舗装 (舗装厚 35 cm 以上 60 cm 未満) …… 3 年
- (3) 簡易舗装 A (舗装厚 30 cm 以上 35 cm 未満) … 2 年
- (4) 簡易舗装 B (舗装厚 30 cm 未満) …………… 1 年
- (5) 歩道舗装… 1 年

### 第 3 章 掘削

(掘削幅)

第 20 条 掘削幅は、必要最小限の幅 (安全に作業を行うことができ、かつ、埋戻し及び舗装復旧に支障にならない幅をいう。以下同じ。) とする。

- 2 平板及びインターロッキングブロック等の舗装の掘削幅は、1 枚の単位とし、必要最小限の幅とする。

(舗装の切断・取りこわし)

第 21 条 舗装の切断および取りこわしに当たっては、占用位置、方法等を考慮し適切に実施しなければならない。

- 2 既設舗装の切断は、コンクリート・カッター等を使用し、直線に、かつ路面に垂直に行わなければならない。
- 3 舗装の取りこわしは、当日内に工事の完了ができる範囲内とし、ブレイカー又はノミの類で粗雑にならないように行うこととする。

(土砂及び工所用資機材の搬入・搬出)

第 22 条 舗装の破壊片及び掘削土砂は直ちに工事現場から搬出するものとし、道路上に堆積、散乱したり、路上で小割してはならない。

- 2 ダンプトラック等大型貨物自動車による多量の土砂又は工所用資機材の輸送、あるいは特殊大型車両による工事については、搬送計画、通行道路の選定、運行に関する安全対策の基本的事項を定め事故防止に万全を期さなければならない。
- 3 車両の通行に当たり、道路管理者が指示した場合、道路使用届等の必要書類を提出しなければならない。

(掘削)

第 23 条 掘削は、次の各号に掲げる事項を遵守して施工しなければならない。

- (1) 掘削は、布掘り、壺掘り又は推進工法若しくはこれに準ずる工法とし、えぐり掘り等を行って

はならない。

(2) 掘削に際し推進工法を採用する場合、周囲の土圧に影響を与えないよう特に注意しなければならない。

(3) 軟弱地盤又は湧水地帯等で湧水若しくは溜り水がある場合、これを路面に放流してはならない。ただし、やむを得ず道路の排水施設に放流する場合には、道路管理者の指示により沈砂濾過施設等を設けなければならない。

(4) 湧水又は溜り水が多量な場合、道路管理者と打合わせのうえ、当該箇所グラウト工、止水工等を行い、土砂の流出、地盤のゆるみ、沈下等を防止しなければならない。

(5) 沿道に接近して掘削する場合、出入を妨げないように必要な措置を講じなければならない。

#### 第4章 土留工

(土留)

第24条 掘削の際は十分に安全に留意し、必要に応じて土留工等を施さなければならない。

2 土留工の施行については、東京都土木工事標準仕様書によらなければならない。

(特殊工法)

第25条 アースアンカー、ウェルポイント、連続杭、連続地中壁、凍結工法、法入工法、グラウト工法等の特殊な工法を用いる場合、詳細な資料(工法の安全性確認及び関係調査の資料)を道路占用許可申請(協議)書に添付しなければならない。

#### 第5章 埋設物

(埋設物の確認及び保安)

第26条 工事着手前に、工事区域並びにその周辺の埋設物の位置、構造及び老朽度を調査し、埋設物の管理者と十分連絡打合わせのうえ、埋設物の確認及び保安のために必要な措置を講じなければならない。

(埋設物の防護)

第27条 工事施行中は、周囲の地盤のゆるみ、又は沈下について常に注意し、特に近接埋設物について危険のないよう十分に留意し、掘削を行わなければならない。

2 埋設物が露出する場合、当該埋設物管理者の指示により防護方法等を決定するなど適切な措置を講じなければならない。

(埋設物の明示)

第 28 条 地下に埋設し、又は埋設してある電線、水管、下水管、ガス管、石油管（各戸の引込管及び建設省令で定めるものを除く。）については、埋設物の名称、管理者、埋設の年（西暦を用いる）その他保安上必要な事項を次の各号に従い明示しなければならない。

又、管の上部 30 cm（ただし、ガス管については 50 cm とすることができる。）の位置に埋設物件の保安上及び防護上必要な事項を明示したシートを敷設しなければならない。

(1) 明示事項及び明示色

種別	管理者名（略称）	必要事項	明示色
電話	〇〇通信	同軸	赤色
水道	市水道・都水道		青色（工業用水…白色）
下水道	市下水・〇〇下水	圧送	茶色
ガス	東京ガス・〇〇ガス	中圧	緑色
電気	東京電力	特高	オレンジ色
石油	〇〇石油		黄色

(2) 明示材料（間隔は 2 m 以内）

規格：テープ幅 3 cm 以上

シート幅：40 cm 以上

明示板：縦 15 cm 以上 横 7 cm 以上

材質：耐薬品性、無腐蝕、長期無退色

## 第 6 章 覆工

(車道の覆工及びすり付け)

第 29 条 覆工板、桁、杭等の仮設構造物は、十分安全な構造で設計し、施工しなければならない。

- 2 覆工は、原則として鋼製又は P. C. コンクリート製の覆工板を使用し、安全で強固な滑り抵抗の大きい製品でなければならない。
- 3 覆工板は、荷重に十分に耐え、はね上がり、ばたつき又は振動等によりゆるみを生じないようにし、各覆工板との間はすき間の生じないようにしなければならない。
- 4 舗装路面と覆工板との接合部は極力段差のないように施工しなければならない。

ただし、やむを得ず段差が生じた場合には、縦、横断方向ともアスファルト・コンクリートで交通に支障のないようにすり付けなければならない。(縦断方向は 5 % 以下ですり付け、前後には「段差あり、注意」の標示板を必ず設置しなければならない。)

(歩道の覆工)

第 30 条 歩道の覆工は、在来の歩道形状を保持する構造とし、すき間のないように取り付け、必要に応



じて歩車道の境界には、防護柵を設置しなければならない。

## 第7章 埋戻し

(埋戻し)

第31条 埋戻しに際し、杭・矢板等は抜き去ることを原則とし、掘削箇所内に工事材料等が残置しないよう十分に点検しなければならない。

- 2 杭・矢板等を残置する必要がある場合、事前に道路管理者の承認を受けなければならない。
- 3 掘削箇所内に老朽又は破損のおそれのある埋設物あるいは構造物がある場合、その修繕について道路管理者の指示を受けなければならない。
- 4 掘削箇所において、水みちの制止等を必要とする場合、道路管理者の指示を受けなければならない。

(埋戻しの材料及び方法)

第32条 埋戻しの材料は、次の各号によるものとする。

- (1) 占用物件の周囲とその上端 0.1メートルまでの部分では、しゃ断層用砂、第二種改良土、粒状改良土のいずれかを使用するものとする。
- (2) 路床面から占用物件の上端 0.1メートルまでの部分では、埋戻し用砂、良質発生土又は改良土のいずれかを使用するものとする。
- (3) 埋戻しに使用する材料の規格は、東京都土木材料仕様書によるものとする。
- 2 埋戻しは、埋設物、構造物等に十分留意のうえ行い、その周辺は特に入念につき固めなければならない。
- 3 転圧は、一層厚 30cm 以内ごとにランマー等の転圧機械で、原地盤と同程度以上の密度となるよう十分締固めて行わなければならない。
- 4 良質発生土を使用する場合、道路占用工事要綱（昭和 54 年東京都告示第 426 号）に定められている品質管理基準に合致しなければならない。また、幹線道路で工事を行う場合、縦断工事を行う場合又は良質発生土を使用することで転圧不足が予測される場合には、良質発生土を使用してはならない。
- 5 埋戻し材料及び方法について、上記によらない場合は道路管理者の指示を受けなければならない。

## 第8章 仮復旧

(仮復旧)

第33条 道路占用者は、道路管理者が承認した場合を除き、当日中に必ず埋戻し及び仮復旧を完了しなければならない。

- 2 本復旧を施工するまでの間、道路占用者は、施工箇所を常に巡回し、路面の沈下、凸凹、排水処理その他不良箇所が生じたときは直ちに手直しを実施し、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。

い。

- 3 前項の場合、道路の周辺的生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう特に配慮しなければならない。

## 第9章 本復旧

### (復旧方法)

第34条 本復旧の施工は、原則、道路占用者が行わなければならない。

- 2 本復旧の施工は、仮復旧の完了後、十分な期間を空けたのちに行わなければならない。
- 3 本復旧の方法は、次の各号に掲げるところにより施工するものとする。
  - (1) 復旧断面については、別添の標準断面図を参照し、施工しなければならない。
  - (2) 平板及びインターロッキング等の舗装の場合、道路管理者が承認した場合を除き、平板及びインターロッキング等は再利用を原則とし、所定の砂又は路盤工を施工しその上に丁寧に張り立てるものとする。
  - (3) 平板及びインターロッキング等の張り立てが不可能な箇所あるいは道路管理者の認める場合、現場打コンクリートで舗装し、平板及びインターロッキング等の目地と合わせて目地切りを行うものとする。
  - (4) 切下げ箇所の場合、出入口施設設置に関する自費工事取扱基準によるものとする。

### (復旧範囲)

第35条 原則として、復旧幅は、たわみ性舗装(\*1)(高級舗装、中級舗装及び簡易舗装)については舗装厚(路盤を含む)の1.0倍、剛性舗装(\*2)(高級舗装)については、舗装厚の1.4倍を掘削幅からの影響範囲とし、これを縦断方向の復旧範囲の基準とする。

#### (\*1) たわみ性舗装

表層、基層及び路盤から成り、表層にアスファルト・コンクリートを使用し、基層にはアスファルト処理を施したもの

#### (\*2) 剛性舗装

表層及び路盤から成り、表層にセメント・コンクリートを使用したもの

- 2 掘削箇所の道路復旧は、掘削工事施工前の状況に復する範囲を対象とするものであるが、掘削により舗装体が切断され、路面荷重に耐えられないことにより、舗装破壊の原因になると道路管理者が認めた場合、あるいはその工事に起因して道路及びその構造物に影響があると道路管理者が認めた場合には、道路管理者の指示する範囲を復旧するものとする。
- 3 横断方向の復旧範囲については、全幅あるいは半幅を基準とし、道路管理者の指示によるものとする。
- 4 復旧範囲について道路管理者が立会いにて決定すると指示した場合、道路占用者は、占用物件埋設後直ちに道路管理者に連絡し、立会いにより復旧範囲の指示を受けなければならない。

(費用負担)

第 36 条 道路管理者が本復旧を行う場合、工事に要する費用について道路占有者は応分の負担をするものとする。

## 第 10 章 舗装工

(路盤工)

第 37 条 路盤の材料は次の各号によるものとする。ただし、道路管理者が指示した場合はこの限りではない。

- (1) 路盤材料は、原則再生材を使用するものとし、アスファルト処理混合物、セメント処理混合物、粒度調整砕石、クラッシュラン砕石及び遮断用砂を使用しなければならない。
  - (2) 材料仕様は、東京都土木材料仕様書によらなければならない。
- 2 路盤工の施行については、東京都土木工事標準仕様書によらなければならない。
  - 3 道路管理者が承認した場合を除き、路盤先行工法で施工しなければならない。

(舗装工)

第 38 条 舗装の材料仕様は、東京都土木材料仕様書によらなければならない。

- 2 舗装工の施行については、アスファルト舗装要綱（社団法人日本道路協会 編）によらなければならない。

## 第 11 章 道路付属物その他

(道路付属物等の工事)

第 39 条 道路の付属物等の移設が生じた場合、下記によりあらかじめ道路管理者等の承認を受けなければならない。また、工事中に数量等の変更が生じたときも同様とする。

(1) 道路標識

工事のためやむを得ず道路標識の移設等を行う場合、沿道の樹木、広告物、建造物等に留意し、道路の管理上支障とならない場所を選定しなければならない。この場合、道路管理者及び所轄警察署に連絡、協議しなければならない。

(2) 防護柵

工事のためやむを得ず防護柵を一時撤去する場合、道路管理者に連絡、協議し、工事完了までの間必要な措置を講じなければならない。

(3) 街路樹等

工事区間内に植栽されている樹木類は、むやみにせん定、移設等を行ってはならない。やむを得ず移植を行う場合、道路管理者に連絡、協議しなければならない。

(4) 照明設備

工事のためやむを得ず照明設備の移設を行う場合、当該照明設備の管理者に連絡、協議しなければならない。

(道路付属物等の原状回復)

第40条 工事に起因して生じた道路の付属物等の損傷及び路肩、法面の損傷は、道路占用者の責任において現状に回復しなければならない。この場合において必要な指示は道路管理者等より受けるものとする。